

<法律で定める一定の病気等、安全運転相談が必要な方の申告要件について>

重要

必ず事前にお読みいただき、該当する場合はお申し出ください！

身体に障がいをお持ちの方、また病気等で自動車等の運転に不安がある方は、
事前に住民票の住所地管轄の運転免許センター(安全運転相談窓口)に相談して、
相談を受けた旨を申込窓口または教習所へ必ずお知らせください。



- 現在または過去に一定の病気にかかっている方、身体の障がい、神経疾患(意識障害等)、精神科、心療内科等に通院した事がある方は、本人やご家族、医師の判断ではなく、事前に住民票の住所地管轄の運転免許センターで安全運転相談を受けてからお申し込みください。
- 現在または過去に一定の病気にかかっており、自動車の安全な運転に支障を及ぼす恐れのある方は、道路交通法の安全の観点から、運転免許が取得できない場合があります。

教習所では、入校時等に運転に影響する一定の病気等に関する「質問票」の提出が行われます。

下記は、教習所で実施される一定の病気等に関する「質問票」の例になります。※教習所により異なります。

現地で下記に該当していることが判明した場合、入校ができないことがあります。

一時帰宅(交通費自己負担)して住民票の住所地管轄の運転免許センターで適性相談・適正検査等を受けて
運転適性相談票等の結果をお持ちいただくことが入校条件となります。

※運転免許センターの判断結果は、書類の交付によって行われることが通常ですが、まれに相談内容が軽微な場合は、

口頭で伝えられることがあります。この様な時は係官の氏名と日時を必ずメモとして残してください。

※安全運転相談窓口の相談結果にかかわらず教習所の方針で合宿プランの受入ができない場合があります。

1. 現在または過去に下記の病気に該当する方は、住民票の住所地管轄の運転免許センターにおける安全運転相談を受けることとなりますので、申し込み時に申告してください。

(1)統合失調症 (2)てんかん (3)再発性の失神 (4)無自覚性の低血糖症 (5)そううつ病 (6)重度の眠気の症状を呈する睡眠障害 (7)その他精神障害 (8)脳卒中 (9)認知症 (10)アルコールの中毒

また、以下2～9に該当する方も申込時に申告してください。

2. 過去5年間以内において、病気(病気の治療に伴う症状を含みます)を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。
3. 過去5年間以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。
4. 過去5年間以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。
5. 過去1年間以内において、次のいずれかに該当したことがある。
 - ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
 - ・病気治療のため、医師から飲酒をやめるように助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。
6. 病気を理由として、医師から運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。
7. 角膜矯正用コンタクトレンズを使用している。
8. 運転免許センターで安全運転相談を終了している。
9. 現在又は過去に精神科、心療内科等に通院したことがある。

□平成26年6月1日の道路交通法の改正により免許取得・更新時に、一定の病気等に関する「質問票」の提出が義務化されました。

※虚偽の記載をした場合には、罰則が設けられています。(法第117条の4第2項)